

羽島市消防団 行動マニュアル



令和7年5月施行

目 次

第1編 安全行動マニュアル

第1章 はじめに

| | |
|---------------|---|
| 1 主旨 | 1 |
| 2 平常時の安全管理対策 | 1 |
| 3 団員の身分、仕事、出動 | 1 |
| 4 消防団の活動と安全管理 | 1 |

第2章 総論

| | |
|--------------|---|
| 1 出動時 | 3 |
| 2 出動から現場到着まで | 3 |
| 3 現場到着時 | 5 |
| 4 引き揚げ時 | 6 |

第3章 各論

| | |
|---------------------------|----|
| 1 活動時の安全管理 | |
| (1) 建物火災時 | |
| ア 水利部署 | 7 |
| イ ホース延長 | 8 |
| ウ 放水活動 | 9 |
| エ 屋内進入 | 11 |
| オ 高所進入 | 12 |
| カ 破壊作業 | 12 |
| キ 残火処理 | 13 |
| (2) 風水害時 | |
| ア 警戒時 | 14 |
| イ 資機材搬送時 | 15 |
| ウ 水防工法時 | 15 |
| エ 伐採作業時 | 16 |
| オ 救助活動時 | 16 |
| (3) 国民保護時(武力攻撃による災害等への対処) | |
| 2 活動時、身を守るポイント | |
| (1) 火災防ぎよ活動時 | 18 |

| | |
|---------------------|----|
| (2) 水防活動 | 19 |
| 3 退避判断基準 | |
| (1) 火災防ぎょ活動時の退避判断基準 | 20 |
| (2) 水防活動時の退避判断基準 | 20 |

第2編 大規模災害時行動マニュアル

第1章 平常時の備え

| | |
|-------------|----|
| 1 家庭内において | 22 |
| 2 消防団活動において | 22 |
| 3 訓練 | 22 |
| 4 地域において | 23 |
| 5 勤務先において | 23 |

第2章 地震行動マニュアル

| | |
|---------------------|----|
| 1 地震災害時の消防団の任務 | 24 |
| 2 団員がとる地震発生直後の行動 | 24 |
| 3 消防団活動基本方針 | 25 |
| 4 団員の招集方法 | 25 |
| (1) 消防無線による団員の招集 | 26 |
| (2) 団員の参集 | 26 |
| (3) 参集および、出動時の留意事項 | 26 |
| 5 各分団の活動方針 | 28 |
| 6 火災防ぎょ活動 | 28 |
| 7 消防水利の確保 | 29 |
| 8 避難勧告等発令時の避難誘導について | 29 |
| 9 消防車による周知広報活動の実施 | 29 |
| 10 活動団員に対する災害活動証明 | 29 |

第3章 風水害行動マニュアル

| | |
|------------------|----|
| 1 風水害による消防団出動基準 | 32 |
| 2 風水害による消防団の活動方針 | 32 |
| 3 団員の招集方法 | 32 |

| | |
|----------------|----|
| 4 団員の参集 | 33 |
| 5 各分団の活動方針 | 33 |
| 6 避難勧告発令時の避難誘導 | 34 |
| 7 消防車による周知広報活動 | 34 |
| 8 監視及び警戒活動 | 34 |

第4章 大規模災害消防団員行動マニュアル

1 総則

| | |
|---------------------|----|
| (1) 本マニュアルの目的 | 38 |
| (2) 大規模災害消防団員の出動基準 | 38 |
| (3) 活動時や参集時における安全管理 | 38 |
| (4) 招集方法 | 38 |
| (5) 参集場所 | 38 |
| (6) 参集時の服装 | 39 |

2 大規模災害発生時における行動

| | |
|---------------|----|
| (1) 出動基準 | 39 |
| (2) 活動内容 | 39 |
| (3) 参集場所 | 39 |
| (4) 活動報告 | 39 |
| (5) 活動における注意点 | 40 |

第3編 その他

第1章 感染症に係る業務継続計画

1 基本的な考え方

| | |
|-------------------|----|
| (1) 計画策定の目的 | 41 |
| (2) 感染症に係る業務継続の方針 | 41 |
| 2 感染症に対する業務区分 | 41 |
| 3 感染症に伴う活動 | 42 |
| 4 感染症発生時の体制確保 | |
| (1) 関係機関との連携 | 43 |
| (2) 団員の確保 | 43 |
| (3) 命令系統 | 43 |
| (4) 団員の感染防止 | 43 |
| 5 日常の感染防止 | 44 |

| | |
|-------|----|
| 6 教育 | 46 |
| 7 その他 | 46 |

第2章 熱中症対策

| | |
|-----------------------|----|
| 1 熱中症についての基礎知識 | 47 |
| 2 熱中症対策における留意事項 | 47 |
| 3 熱中症対策を講じる上で考慮すべき指標等 | 48 |
| 4 熱中症対策フロー | 49 |

第1編 安全行動マニュアル

第1章 はじめに

1 主旨

このマニュアルは、消防団員(以下「団員」という。)が警防活動等を遂行するにあたって、留意しなければならない安全管理上の主な事項について列挙している。しかし、安全管理はそれ自体が目的ではなく、任務遂行と両立の関係にあり、さらには任務遂行を前提とする積極的行動対策である。隊長の命令のもと、果敢な消防活動を展開しながら、団員が相互に安全を確保しなくてはならないことを、深く自覚しなければならない。つまり、団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させることを目的としたものである。

2 平常時の安全管理対策

気象条件や地形等の状況による、災害時の被害想定や危険箇所、消防団活動中の死傷事故、総務省消防庁が公開している消防ヒヤリハットデータベース等について、随時情報収集を行い、安全管理のため情報共有に努める。

3 団員の身分、仕事、出動

団員は、特別職の地方公務員である。その仕事は、消防組織法第1条で、「国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。」とされている。

また、羽島市消防本部出動計画第三編羽島市消防団出動計画及び羽島市消防団行動マニュアル第2編大規模災害行動マニュアルに基づき出動することとする。

4 消防団の活動と安全管理

- (1) 消防団現場指揮本部は、消防本部等関係機関との連絡を密にし、活動の有無を含む活動方針等(出動の際の装備を含む)を判断し、団員に伝達する。

特に、風水害時の活動においては、以下の情報入手先から気象情報を入手し、団員に適宜伝達する。

気象情報等情報入手先

- ・降雨量や身近な川の水位情報 → 「岐阜県川の防災情報」(県河川課HP)
- ・「ぎふ川と道のアラームメール」「はしメール」の登録
- ・「LINE 岐阜県公式防災アカウント」「羽島市公式アカウント」の登録
- ・土砂災害警戒情報 → 「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」(県砂防課HP)

※ 関係機関連絡先

羽島市消防本部 058-392-2601

羽島消防署北分署 058-393-1627

羽島消防署南分署 058-398-4377

- (2) 原則、隊を編成して活動することとし、隊長は安全管理に特に留意すること。
- (3) 隊長は、消防団現場指揮本部と連絡を密に取り、その指揮下で活動すること。
- (4) 隊長は、消防団現場指揮本部と連絡が取れない状態となった場合は、周囲の状況に特に注意するとともに隊を速やかに安全なところに退避させること。
- (5) 車両を離れる場合、原則として1名を車両に残し、消防団現場指揮本部との連絡、情報収集、周囲の警戒にあたらせること。
- (6) 隊長は、隊員へ安全装備品の適正な着用・携行・使用を指示し、安全管理に特に注意すること。

第2章 総論

1 出動時

(1) 乗車前

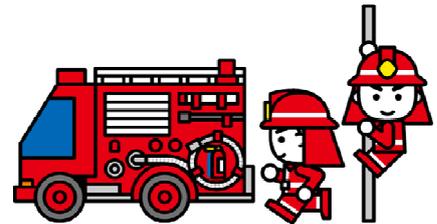
ア 車庫内における防火衣の着装は、隊員相互の間隔をとり周囲に注意する。

イ 隊長は、周囲を確認して発進の合図を行う。

ウ 柱(壁体)と車両、車両と車両の間等、狭い場所をすり抜けて乗車する場合は、転倒等に注意する。

エ 防火衣の着装は、原則として乗車する前に行い、走行中に行わないようにする。

オ 災害出動時の機関員は、原則2年目以上の機関操作に精通した団員が行う。



積雪・凍結時の留意事項

・車両を運行するときは、タイヤチェーン等を装着する。

(2) 乗車時

ア 乗車するときは、ドアの開閉に注意する。

イ 隊員は、指定の位置に正しく乗車し、固定物を握り乗車の合図を確実に行う。

ウ 隊長は、隊員の乗車状況を確認したのち、機関員に発進の合図を行う。また、機関員は、隊長の合図があるまで発進しない。

積雪・凍結時の留意事項

・乗下車時は車両のステップ及び路面が凍結していることがあるので、確実に固定物を握って乗下車する。

乗車は定員を守る！シートに座る！
緊急走行時も交通関係法規遵守！



2 出動から現場到着まで

(1) 出動中の車両の運行は、交通関係法規等に規定する事項を遵守する。

(2) 緊急走行時は、機関員はあせりを感じ判断能力が低下することもあるので、できる限り余裕を持って運転するよう心がける。

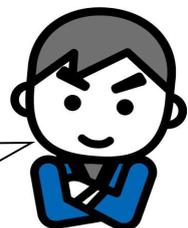
(3) 出動に際して、シャッター等がある車庫においては、シャッター等が完全に開放されているかを確認する。

- (4) 出勤の際は、誘導員の合図だけでなく、車庫出口の周囲の交通状況や通行人の安全を自分の目で確認する。
- (5) 緊急走行時は窓をできる限り開放し、乗車員全員で安全を確認する。また、安全確認呼称を確実に実施する。
- (6) 前後左右のみの注意喚起にとらわれず、高い箇所障害物に対する安全確認は、乗車員全員で行うなど注意を払う。
- (7) 走行中、隊長は必要に応じて拡声器やモーターサイレン等を使用し、一般車両や歩行者に注意喚起する。
- (8) 狭隘な場所を通行する時、隊長及び機関員が必要と認める場合、機関員以外は下車し、上下左右すべての安全確認をする。
- (9) 雨天時など道路の轍に水がたまった状態の場合、右左折時に転倒のおそれがあるので、車両重量等を考慮したスピードで走行する。
- (10) 赤信号の交差点を通過する場合は、優先通行権を過信することなく、一時停止又は徐行を必ず行い、一般車両が停止したことを確認してから通過するなど細心の注意を払う。
- (11) 一般車両や歩行者等が一旦停止した後でも、急に動き出す可能性があるため、細心の注意を払う。また、車両の脇から二輪車が緊急車両に気づかずにすり抜けて来る場合があるので、注意する。
- (12) 複数の緊急車が連なって走行する場合は、一列縦隊となり、後続する緊急車は車間距離を十分にとり、特に先行車両の急停車等に注意する。また、対向車線の走行は必要最小限とする。
- (13) 機関員は、火煙や無線交信等の状況に気をとられずに、前方を注視し、安全運転に徹する。
- (14) 走行中は、車両の固定物をしっかり握り急ブレーキに備える。

積雪・凍結時の留意事項

- ・積雪、特に凍結時に運行する場合は、機関員はもとより乗車員全員で路面及び通行人等の状況を把握し、細心の注意を払う。
- ・積雪時は、路端に高く積まれた雪で路幅が狭くなり、見通しが悪いうえに緊急サイレンの音も雪に吸収され伝搬しにくいので、一般車両や通行人の飛び出し、赤信号の交差点での安全確保に注意する。
- ・降雪時には、赤色灯などに雪が付着し、警告機能が低下するので注意する。
- ・踏切、軌道敷内走行時の横すべり等に注意する。

緊急車両の優先通行権を過信しない！
赤信号交差点進入時は一時停止又は徐行！



3 現場到着時

(1) 停車時

- ア 隊長は停車の合図を早めに行い、できるだけ急停車を避ける。
- イ 停車時は、駐車ブレーキを確実に作動させ、車輪止めを使用する。車輪止めは、車両が確実に停車したことを確認してから使用する。
- ウ 停車位置は、傾斜地及び軟弱な場所は避ける。なお、やむを得ず停車する場合は、車輪止めを增強したり、敷板を敷くなどの補強措置を講じる。
- エ 現場の状況によりやむを得ない場合を除き、反対車線には停車しない。
- オ 火災現場等では、二次災害を防ぐため、風上等の危険の少ない場所に停車する。

積雪・凍結時の留意事項

- ・停車時は駐車ブレーキの凍結を防止するため車輪止めを使用する。

(2) 下車時

- ア 隊長は、確実に停車した後に、下車の合図を行い、隊員は合図があるまで下車しない。
- イ 後続車や歩行者等の有無を確認してから、車両のドアを開放する。
- ウ 下車は、支持物を保持し、足元の安全を確認して行うとともに、飛び降りない。また、防火衣などが積載物や車両の構造物に引っかからないよう注意する。

積雪・凍結時の留意事項

- ・積雪時の消防活動は、凍結等により滑るおそれがあるので、転倒に注意するとともに、境界及び障害物の視認が困難となるので、足場を確認して慎重に行う。

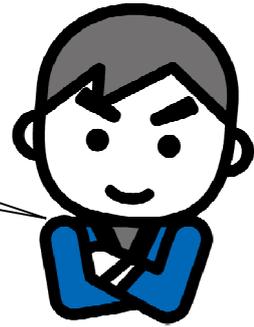
(3) 下車時の車両誘導等

- ア 車両誘導の合図は、警笛、誘導灯、手信号、号令等により、距離、幅員、高さ、その他必要事項を明確に機関員に伝達する。
- イ 車両を誘導するときは、足元に気を配り、一般車両や歩行者、はしご搬送等の活動隊員に注意して確実に実施する。また、車両の前後は避け、努めて車両の側方で誘導する。
- ウ 車両のバック誘導にあたっては、特に車両後部の左側を重視する。
- エ 夜間、車両を誘導するときは、必ず照明器具を使用する。

積雪・凍結時の留意事項

- ・積雪時に、車両を誘導する場合は、路肩確認を行うとともに、停止距離が長くなるので注意する。

迅速な活動も大切だが、安全・確実に
行うことがもっと大切！



4 引き揚げ時

- (1) 現場活動による疲労のため、注意力が散漫になることがあるので、交通法規を遵守し、交通事故防止に万全の注意を払う。
- (2) 使用資機材を撤収し、走行中落下しないよう確実に積載する。また、資機材の置き忘れに注意する。
- (3) 車庫入れするとき、歩行者や他車両と接触しないよう必ず誘導員をおき、原則として車両左斜後方で警笛等を使い明確に誘導する。
- (4) 下車するとき、車両のステップは、ぬれて滑りやすいので足元を確認して静かに降りる。
- (5) 車庫へ戻った後は、使用した資機材の異常の有無を点検する。なお、この場合、必ず保安 帽及び手袋を着用する。

積雪・凍結時の留意事項

- ・車庫へ戻った後は、灯火装置、サイレン、サイドミラー等の着雪を完全に除去する。
- ・再出動に備え車両や使用資機材に不凍処置を施しておく。

第3章 各論

1 活動時の安全管理

(1) 建物火災時

ア 水利部署

(ア) 水利誘導時

水利へ車両を誘導するときは、水利の位置及び停車位置を明確に示すとともに、ホース等の障害物を排除して行う。

(イ) 吸管操作時

- a 水利部署時は、給水活動、ホース延長、資機材搬送等の行動が競合し、衝突する危険があるので、他の隊員の行動に注意する。
- b 吸管を伸長するときは、車両の吸管止め金具で指をはさまないように注意する。
- c 吸管、吸管ロープにつまづかないよう注意するとともに、通行人等との接触に注意する。
- d 特に夜間、消火栓及び防火水槽に部署し、蓋を開放するときは、つまづかないよう注意するとともに、防火水槽等への転落を防止する。

(ウ) 消火栓使用時

- a 消火栓の蓋を開けるときは、安定した姿勢で行い、消火栓鍵を挿入して急激に持ち上げないようにする。
- b 消火栓の蓋は、転落防止のため吸管伸長後に開け、それを移動するときは、障害とならない位置に置く。
- c 消火栓の蓋を開けるときは、手足をはさまれないよう注意する。
- d 消火栓のスピンドルを開放するとき、急激に水が噴き出す場合があるので、徐々に回す。
- e スタンドパイプを使用する際は、スピンドルを開放する前に、吐水口に結合していることを十分に確認する。
- f 消火栓の蓋は、はずみで閉じる場合があるので、スピンドルドライバーは、吸管を離脱するまで抜かないようにする。
- g 吸管結合後は、ロープ展張、注意標識板の掲示、照明器具等により転落防止措置をとる。
- h 作業中は、安全管理のため、消火栓付近に人員を配置するか立入禁止区域とする。

積雪・凍結時の留意事項

- ・開閉弁等の凍結により開閉時に通常以上の力が加わるので、消

火栓開閉金具のはずれ及び路面凍結による転倒に注意する。

(エ) 防火水槽使用時

- a 防火水槽の蓋の取手が腐蝕等により損傷している場合があるので注意する。
- b 防火水槽の蓋は2名以上で呼吸を合わせ、腰を十分に落として持ち上げ、水平に移動させ安全な位置におく。
- c 防火水槽の蓋を持ち上げるとき又は降ろすときは、手足をはさまれないよう注意する。
- d 吸管投入後は、ロープ展張、注意標識板の掲示、照明器具等により防火水槽への転落防止措置をとる。

(オ) 河川等自然水利使用時

- a 柵越しの吸管投入は、はしご等を活用し、不安定な踏み台を利用しないようにする。
- b 河川に吸管を投入するときは、流水の速さと深さに注意し、必要以上に河川に足を踏み入れないようにする。
- c 転落のおそれのある河川等に吸管を投入するときは、支持物に身体を固定するか確保を受ける等転落防止措置を講じる。

積雪・凍結時の留意事項

・河川等の自然水利を使用するときは、河川が雪に覆われ、水面への踏み込みや斜面での滑り落ちの危険があるので、部署の際に注意する。

(カ) 交通頻繁な道路上に水利部署時

- a 交通頻繁な道路上に水利部署するときは、進行方向に向かって、車両と路肩間に水利が位置するよう停車し、反対車線での作業は控える。
- b 交通監視員を配置し、反射チョッキなどを着用して、誘導灯や警笛等を用いて交通の監視を行う。
- c 昼間であっても、できるだけ前照灯や作業灯を点灯し、一般車両に注意を喚起する。



(キ) 夜間の水利部署時

前照灯、作業灯、携帯用照明器具を有効に活用して明るく照らし、周囲の状況や足元を確認し行動する。

イ ホース延長

- (ア) ホースは、無理な本数の搬送は行わず、必ずホースの結合金具

または金具近くを確実に保持し、周囲や前方の障害に注意して延長する。

- (イ) ホースを延長するときは、側方の張り出し物に注意するとともに、架ていされているはしご等に引っかけないようにする。
- (ウ) ホースの屈曲、もつれ等に注意する。
- (エ) 狭隘な道路、交差点などでホースを延長するときは、通行人や車両等との接触に注意する。
- (オ) ホースは必ず広い場所で延長してから、路地等へ引き込むようにする。
- (カ) ホースは原則として屋外で展張して屋内に引き込む。また、屋内で延長するときは、足元を確認するとともに、家具等への引っかけ及び落下物等に注意する。
- (キ) 塀等を乗り越えて延長するときは、塀等の強度を確認するとともにはしご等を利用する。
- (ク) ホースブリッジを使用するときは、監視員を配置する。

ホース延長する場合、結合確認を忘れずに！



ウ 放水活動

- (ア) 送水時
 - a 機関員は、放水位置、ホース本数を確認して送水圧力に注意するとともに、送水中は常に計器類を監視する。
 - b ホースの跳ね上がりを防ぐため、放口コックはゆっくり開放する。また、送水圧力の急激な上昇により、結合部が離脱することがあるため、送水圧力は徐々に上げる。
 - c 予備送水は、筒先位置が確認できる場合とし、いつでも停水できる態勢で送水する。
 - d 筒先部署までに時間を要する場合又は筒先位置が確認できないときは、「放水始め」の伝令を待って送水する。
 - e ホースと放水口や筒先との結合は確実にを行い、結合状態を確認する。
- (イ) 放水活動時
 - a 建物の燃焼状況、壁体等の受熱状況、焼損程度等を観察し、

家屋、壁体の倒壊、屋根の落下、床の踏抜き等の危険を考慮し、活動隊員の安全確保を図れる場所を筒先部署位置として選定する。

- b 筒先の開閉は徐々に行い、反動力に耐えられるように前傾姿勢をとる。筒先の保持は、可能なかぎり2人以上で担当し安全を確保する。
- c 高圧注水で反動力に耐えられないときは、壁体等の工作物で身体を確保したり噴霧注水とする。やむを得ないときは筒先を閉じ、機関員に伝え圧力を下げさせる。
- d 熱せられた壁体やシャッターに注水した水が、熱気、熱湯となりはね返る危険があるため、注水時は防火帽のしころを閉じるなどの顔面保護を行い注意して活動する。
- e 放水中は、足元が濡れ滑りやすいので注意する。
- f 筒先を移動する場合は、足元の状況、高所からの落下物等を確認して行う。



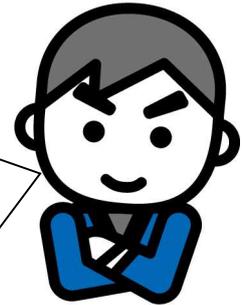
積雪・凍結時の留意事項

- ・火勢及び気温等により屋根上にある雪及び氷塊が落下することがあるので、屋内進入や軒下での放水は十分注意し、退路を確保する。また、路面の凍結等で足場が不安定になることがあるので、転倒に注意する。
- ・はしご等を利用して進入するときは、凍結等による足の踏みはずしに注意する。
- ・積雪時は、注水等により含水量が大きくなると、急激に荷重が増大し、通常よりも屋根の抜け落ちる危険が大きいため注意する。
- ・多量の積雪がある屋根上で放水するときは、平常時より足場の確保は、容易なときもあるが、注水等により一度に積雪が滑り落ちることもあるので、雪止めがある場合は、それより上方で位置し、足場の確保に努める。
- ・雪の上ではしごを架ていするときは、基底部をできるだけ深く雪の中に入れ、登はん前に沈下のないことを確認するとともに、はしご上では両基底部に均等に荷重がかかるよう注意する。

- ・積雪時や凍結時にはしごを架ていするときは、横すべりや片側沈下による横転を防止するため、懸架部及び脚部接地面に注意し、ロープ等で確保する。
- ・積雪時は、落雷の危険がある軒先の雪は事前に注水して落とす。特に寺院等屋根の勾配が急なときは、落雷に注意する。

ウォーターハンマー現象に注意！

放水中等などで水の流れを急に止めると、水の流れ（運動エネルギー）が瞬間的に圧力エネルギーとなって、ポンプやホースに衝撃を与えます。その衝撃をウォーターハンマーといい、衝撃が大きい場合、ポンプを破損してしまうこともあります。



(ウ) 爆発・危険物対応

- ガス滞留地域内においては、火花を発生する資機材の使用は厳禁とし、噴霧注水によりガスの拡散を図る。
- 噴出しているガスが炎上している場合は、不用意に消火することなく、ガスコックでガスの遮断を優先する。ガス遮断が不可能な場合は、周囲への延焼防止を主眼とする。
- 危険物火災は、急激な延焼拡大や爆発燃焼の危険があるため、原則注水しない。
- 木粉、澱粉、小麦粉等が収容されている対象物は、粉じん爆発の危険があるため、開口部の正面を避け噴霧注水する。

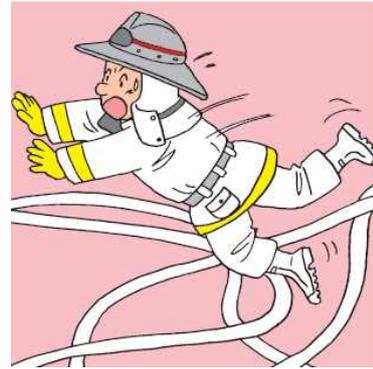
(エ) 感電対応

- 特別高圧(7,000V以上)又は高圧(直流750V、交流600V以上)の発・変電施設の火災における消火活動は、原則として事業所の電気技術者による電路の遮断・処置を待って行う。
- 通電中の高圧電線や柱上変圧器に、延焼阻止の観点からやむを得ず注水する場合は、十分な安全距離をとり噴霧注水とする。

エ 屋内進入(原則禁止)

- 火災建物の上部及び周囲を確認し、落下危険のある瓦や焼残物、窓ガラス等がある場合は周囲に注意を呼びかけるとともに、とび口やストレート注水で落下させてから進入する。

- (イ) 階段、敷居、段差等でのつまづき、踏み外しに注意し、足元を確認しながら進入する。夜間は照明器具を活用する。
- (ウ) 延長ホースは、つまづき、転倒するので、絶対に踏まない。
- (エ) 放水の水等で滑りやすいので小股で慎重に歩く。



原則、消防団員の
屋内進入は禁止！



原則、はしごの上・屋根
の上からの放水は禁止！

オ 高所進入

- (ア) 積載はしごを架ていする位置は、平坦でかつ堅固な場所を選定する。また、架てい角度は75°とする。
- (イ) はしご上で放水や破壊作業をするときは、作業姿勢をとり、安全バンド等で身体を確保する。
- (ウ) 窓等の開口部から進入するときは、窓枠や足場の強度を確認してから進入する。
- (エ) 開口部を開放するときは、側方に位置し徐々に行う。
- (オ) スレート屋根、トタン・ビニール屋根等は踏み抜き落下危険があるため、原則上がらない。
- (カ) 高所での放水は、放水による反動力を考慮して、安全バンド等で身体等を確保し、ホースのズレ落ち防止措置をする。(高所での放水は、原則禁止)



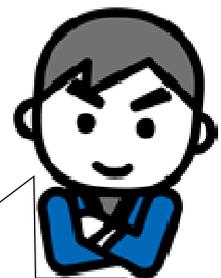
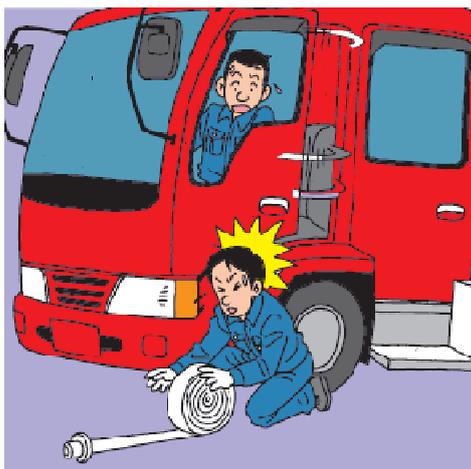
カ 破壊作業

- (ア) 開口部を設定する場合は、内部進入している隊と連絡をとってから行う。
- (イ) ガラスを破壊するときは、とび口等を活用し上部から徐々に破壊

- する。窓枠のガラス片は完全に除去する。
- (ウ) 高所で破壊を行うときは、命綱で身体を確保する。破壊物は落下させない措置をとり、落下危険範囲には進入禁止テープ等で明示し、他の隊員等の進入を規制する。
 - (エ) 破壊器具(大ハンマー、斧、とび口等)を使用するときは、周囲の安全を確認してから行う。

キ 残火処理

- (ア) 疲労等により注意心が散漫になるため、適宜交替や作業分担を行って、疲労の軽減を図り注意力の持続を図る。
- (イ) 木造建物等の上下階で作業する場合は、原則として上下で同時に活動しない。
- (ウ) 屋根等の高所で活動するときは、下方及びその周辺の活動を規制する。
- (エ) 燃焼状況によって、建築物がもろくなっている場合があるので、細心の注意をはらう。
- (オ) 瓦等を排除する場合は、活動隊に周知するとともに、一時退避させてから実施する。
- (カ) 屋内で作業する場合は、上階部分の崩落や床の抜け落ち、釘等による踏み抜きに十分注意する。また、焼け落ちた電線及び電気コードは感電の恐れがあるので触れないようにする。



出勤～帰所までが消防活動！
気を抜かないように！

(2) 風水害時

ア 警戒時

(ア) 河川の警戒

- a 河川警戒は、必ず2人以上で行う。
- b 堤防の法面は滑りやすいので注意し、水位状況の確認等は、固定物に命綱を結着して行う。
- c 堤防監視警戒は、決壊等事態の急変に備え、常に退路を念頭におきながら行動する。
- d 強風、突風によって河川等に転落しないように注意する。
- e 積土のう等で補強してある箇所へ近づくときは、崩壊の危険性が高いので十分注意する。
- f 風雨により視界が悪く、路面も水没したり破壊物があったりして悪条件となるため、車両で警戒するときは、周囲に注意して慎重に通行する。



(イ) 浸水地域の警戒

- a 浸水により危険物や毒劇物等が流出することがあるので、特に工場や研究機関等の周囲では、水の色・臭気に気をつける。
- b 浸水箇所の水深が浅い場合であっても、急激に増水することがあるので十分注意する。
- c マンホールの吹き出しによる受傷危険や、マンホール蓋の移動による転落危険があるので十分注意する。
- d 道路の陥没や路肩の崩れ等も考えられるので、これらに配慮した車両走行を行う。

(ウ) 強風時の警戒

- a 市街地及び住宅地では、瓦や看板等の落下や飛散物があるため、保安帽を着用し、上方にも注意して行動する。
- b 電柱が傾斜したり倒れている場合は、垂れ下がっている電線に注意し、感電しないようにする。
- c 歩行困難な強風(突風)の場合は姿勢を低くし、固定物につかまるか、遮へい物を利用して身体の安全を確保する。

イ 資機材搬送時

- (ア) 車両、資機材等は、破堤等を考慮した安全な場所に置き、常に整理整頓しておく。
- (イ) 資機材を搬送するときは、足元に注意する。特に、重量物や大量の資材の場合には、可能な限り器具等を活用する。
- (ウ) 強風時に表面積の大きい物を搬送するときは、風圧による転倒や搬送物の落下等に気を付ける。
- (エ) 多人数で担いで搬送するときは、指揮者の号令により歩調を合わせて行う。
- (オ) 車両により資機材を搬送するときは、シートやロープで固定して落下を防止する。



ウ 水防工法時

- (ア) 河川に背を向けた活動はしない。必要に応じて命綱等により身体を確保する。
- (イ) 土のう等重量物を持ち上げるときは、膝を曲げ、十分腰を落とし、背すじを伸ばした正しい姿勢から、膝の屈伸を活用した姿勢で持ち上げ、腰部損傷を防ぐ。
- (ウ) 作業開始前に流木、倒壊家屋、崩壊のおそれのある土砂等を除去する。
- (エ) 掛矢、スコップ、つるはし等を使用するときは、他の隊員と接触しないように注意する。
- (オ) 杭打ち作業をするときは、掛矢を確実に保持し、打ち損じないように注意するとともに周囲の人を近づけない。また、たこによる杭打ちは特に指揮者の指示、号令に合わせて行う。



- (カ) 堤防上で水防活動を実施するときは、次の前兆現象が現われたら、破堤のおそれがあるので注意する。
 - a 洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
 - b 法の崩れが天ばまで達しているとき。(この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがあるので特に注意する。)
 - c 漏水の水量が多く、しかも濁っているとき。(この場合、漏水孔内が洗掘されているので注意する。)
 - d 漏水に泡が混じった状態のとき。(破堤の危険が迫っているので特に注意する。)
- (キ) 水防活動が長時間にわたり連続作業となるときは、隊員を随時交代させ、疲労による注意力の散漫に起因する事故を防止する。また、活動していない隊員は、交代要員として安全な場所で待機させる。

エ 伐採作業時

- (ア) 伐採作業にあつては、器具の点検を十分に行い、安全なものを使用する。
- (イ) 鋭利な刃物器具を使用するので、作業間隔を十分にとり、2名以上で作業する場合は、立木の2倍以上の間隔をとる。
- (ウ) チェーンソーは、伐採時、前方に引張られる危険があるので、スパイクバンパーを木にしっかりくい込ませて作業をする。
- (エ) 切り倒す直前には、大声を出して付近の隊員に合図し、その退避を確かめ、伐採者も安全な位置に退避する。

オ 救助活動時

(ア) 救助活動共通

- a 二次災害を防止するため、ループにより堅固な支持物へ身体を確保し、また崩落のおそれがある土砂、落石を排除する等、隊員の安全確保を図る。
- b 活動現場全体を見渡すことができる場所に監視員を配置する。
- c 万一に備え、緊急避難の方向や合図等を隊員全員に周知徹底する。
- d 危険を察知したときは、即刻退避する。

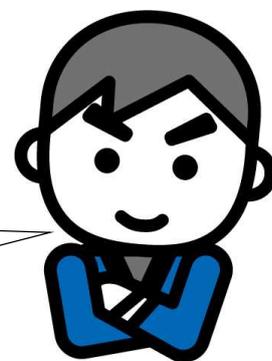
(イ) ボートによる救助

- a 風速、流速、流失物の状況等を考慮して使用の可否を判断する。
- b 必ず上流に監視員を配置するとともに風上及び上流からの救出

を原則とし、急流の場合は、水流に対し直交進行は避ける。

- c ボートへの乗降は一人ずつ行い、姿勢を低く、急激に立ちあがったりせず、転覆に気を付けるとともに、とび口やロープ等によりボートを固定する。
- d 要救助者を艇上に収容するときは、ボートの定員に留意するとともに、不安定な姿勢で不用意に手を差し伸べると、救助者も引き込まれ水中に転落するおそれがあるので、重心を低くして引き上げる。また、船首又は船尾から行い、転覆防止を図る。
- e 救助用ロープは十分な強度があるものを使用し、展張や固定は、堅固な地物を利用し確実に結着する。

夜間の作業は、足場等の安全確保のため
作業範囲全体を十分に明るく照らして
活動を行う！



(3) 国民保護時(武力攻撃による災害等への対処)

- ア 消防団は、安全が確保されている地域において、消防長の所轄の下に行動し、情報収集、消防警戒区域の設定、消防団が保有する装備、資機材等の活動能力に応じて実施する。
- イ 消防団は、市町村が定める避難実施要領で定めるところにより、避難住民を誘導しなければならない。
- ウ 安全を確保するため、常に常備消防や警察などの関係機関との連携、情報共有を積極的に行って、攻撃や災害による危険がないことを確認する。

2 活動時、身を守るポイント

(1) 火災防ぎよ活動時

ア 建物の倒壊等から身を守るポイント

(ア) 活動時は必ず上方を確認する。

瓦や焼残物、窓ガラス等が破損落下する危険がある。とび口やストレート注水により、あらかじめ落下させる。また、建物の倒壊危険も考慮し、必要によっては監視員をおく。

(イ) 建物構造による危険要素を認識する。

火災の中期以降は2階の床が落下するおそれがあるため、とび口等で梁や床の強度を確認して行動する。また、ベランダや手すり等に移り移る場合、強度や腐食を確認する。

イ 火炎の吹き返しから身を守るポイント

バックドラフトやフラッシュオーバーに注意する。

火災室のドア、窓等を開放したりすると、急激な火炎の吹き返しがあるので、開口部の正面を避けた場所に部署し、注水体勢を整えてから開放する。

バックドラフト？

気密性の高い室内で火災が発生すると、室内の空気があるうちは火災が成長するが、空気が少なくなると燃え草がいっぱいあっても、鎮火したような状態になる。しかしながら、この段階でも火種が残り、可燃性のガスが徐々に室内に充満していくことがしばしばある。こうした時に不用意に扉を開けると、新鮮な空気が火災室に入り込み、火種が着火源となり今まで燃えなかった可燃性ガスが爆燃する。

以下の兆候がみられた場合は、開口部付近から退避すること。

- ・ 窓やドアの隙間から濃い煙が勢いよく吹き出している。
- ・ 燃えている部屋の小さな開口部から、断続的に炎の先端が見られる。
- ・ シャッターやドアノブが触れられないほど熱い。
- ・ 呼吸するように窓やドアがガタガタ音をたてている。
- ・ 口笛のような音が発生している。
- ・ 燃えている部屋の中で青い炎が認められたり、煙が渦を巻いている。

フラッシュオーバー？

局所的な火災によって熱せられた天井や煙層からの放射熱によって、局所火源そのもの、あるいはその他の可燃物が外部加熱を受け、それによって急速な延焼拡大が引き起こされ全面火災に至る。室内の局所的な火災が、数秒～数十秒のごく短時間に、部屋全域に拡大する現象。(火災初期から最盛期に移行するときに発生。)

以下の前兆がみられた場合は、退避すること。

- ・ 室内の炎の先端が天井の高さに達するのが断続的に見られる。
- ・ 高温気体が天井下にたまり熱放射が強くなる。
- ・ 濃煙の中に黄色い煙が混じっている。

(2) 水防活動

二次災害から身を守るポイント

ア 必要な情報を収集する。

風水害は、二次災害の危険があるため、災害の状況、気象条件、地形等の消防活動上必要な情報を収集し、現場を十分に把握するよう努める。

イ 監視員を配置する。

二次災害防止のため活動範囲に応じて監視員を適宜配置する。また、隊員は単独行動を絶対に行わない。

ウ 危険排除に努める。

救助実施時は、必要に応じてロープ等を使用し身体を確保する。

エ 疲労による注意力散漫を防止する。

消防活動が長時間にわたるときは、疲労による注意力の散漫による事故を防止するため、作業を随時交代し、活動しない隊員は安全な場所で待機する。



3 退避判断基準

(1) 火災防ぎょ活動時の退避判断基準

団員は、火災防ぎょ活動において原則、屋内進入はしない。しかし、消防本部指揮隊の指示により、屋内進入する場合は、指揮隊の退避宣言により退避する。

なお、大規模災害時等、団員のみでの消火活動が実施される場合は、「1 活動時の安全管理(1)建物火災時」及び「活動時、身を守るポイント(1)火災防ぎょ活動時」を参考に安全管理に徹すること。

(2) 水防活動時の退避判断基準

ア 前兆現象

下記の前兆現象が見られた場合は、作業を中止し、退避すること。

- ・洗掘箇所が特に濁ったり、堤防に亀裂が生じたとき。
- ・法面の崩れが天ばまで達しているとき。(この場合、法面は洗掘されており、一挙に数メートルにわたり崩れることがある。)
- ・漏水の水量が多く、濁っているとき。(この場合、漏水孔内が洗掘されている。)
- ・漏水に泡が混じった状態のとき。(破堤の危険が迫っている。)
- ・既往最大の雨が長時間降っているとき。

イ 危険度判定

(ア) 下記表にて「今後1時間の見込雨量」と「河川水位」の危険度点数を判定。

| | 危険度点数 | 降水短時間予報雨量(mm)【今後1時間の見込雨量】 | | 点数 | 合計点数 |
|----|-------|---------------------------|----------------|----|------|
| 雨量 | 1 | 20以上～30未満 | | | |
| | 2 | 30以上～50未満 | | | |
| | 3 | 50以上～80未満 | | | |
| | 4 | 80以上～ | | | |
| | 5 | 既往最大又は特別警報発令時 | | | |
| | 危険度点数 | 河川水位 | ※指定河川水位 | 点数 | |
| 水位 | 1 | はん濫注意水位(洪水注意報) | | | |
| | 2 | 避難判断水位(洪水警報) | はん濫注意水位(洪水注意報) | | |
| | 3 | はん濫危険水位(洪水警報) | 避難判断水位(洪水警報) | | |
| | 4 | はん濫の発生(洪水警報) | はん濫危険水位(洪水警報) | | |
| | 5 | | はん濫の発生(洪水警報) | | |

※指定河川

洪水による大きな被害が発生するおそれのある河川で、国土交通省又は都道府県が指定。

(イ) 危険度点数(各項目点数並びに合計点数)から危険度段階を判定。

危険度段階

| | |
|---|-------------------------|
| 1 | 合計点数1～2 |
| 2 | 合計点数2～3 |
| 3 | 合計点数4～5 または どちらかの点数が3以上 |
| 4 | 合計点数6～7 または どちらかの点数が4以上 |
| 5 | 合計点数8以上 または どちらかの点数が5 |

第2編 大規模災害時行動マニュアル

第1章 平常時の備え

1 家庭内において

- (1) 消防団員(以下「団員」という。)は、各自、非常持出品を準備しておき、非常時における家族との参集場所や方法を確認しておくこと。

【非常時持出品例】

家族7日分の食料、飲料水、救急セット、電灯、乾電池、ティッシュペーパー、タオル、下着類、マッチ、ろうそく、軍手、缶切り、生理用品、笛など。

※すぐに取り出しやすい所に置くこと。

(リュックサック等で背負えるものがよい。)

- (2) 大型家具、家電(タンス類、冷蔵庫、テレビなど)の固定やガラスの飛散防止対策をしておく。
- (3) 非常時の避難に支障が無いよう、廊下や階段の整理整頓を行う。
- (4) 自宅周辺の危険箇所を確認し、避難経路を確認する。

2 消防団活動において

- (1) 常に所在を明確にしておき、最新の災害情報が得られるようにラジオ等の携行に努め、連絡手段を複数確保する。また、団員間の安否確認のための連絡網を整備し、複数の手段を検討しておく。
- (2) 管轄地域の地理、消防水利、危険要素を把握するとともに、避難場所、避難経路、危険箇所の調査把握と非常時の迂回路の選定や誘導方法を事前に研究しておく。
- (3) 日頃から消防用資器材の管理や取扱い訓練を実施しておく。
- (4) 応急手当、救助、搬送方法など定期的に学習、訓練を実施する。
- (5) あらかじめ活動拠点を指定しておき、有事の際はその場所に参集する。

3 訓練

- (1) 常備消防と火災防ぎょ訓練を実施する。また、自主防災組織との連携方法等を考慮する。

- (2) 分団ごとに管轄区域の地図を備え、平素から災害対応の図上訓練をする。
- (3) 活動時の安全対策として危険要素の把握と対策を検討する。
- (4) 図上訓練をもとに、必要な実働訓練を定期的に行い、来るべき大規模災害に備える。

4 地域において

- (1) 自分の暮らす地域の特性について防災マップ等を有効に活用し実態把握する。
- (2) 地域の自主防災組織や事業所の自衛消防組織との合同訓練や、住民の避難誘導などに対する事前協議を行い、地域内での連携強化を図る。
- (3) 災害時における初期消火や応急救護など、平素から地域における防災意識や知識の普及啓発において、団員としてのリーダーシップを発揮する。

5 勤務先において

- (1) 自衛消防組織の充実強化に対し積極的に協力する。
- (2) 職場の防災研修や訓練に積極的に参加し、職場内の防災意識高揚に努める。
- (3) 勤務先周辺の避難場所や消防水利の位置などを確認する。

第2章 地震行動マニュアル

1 地震災害時の消防団の任務

| 責任者 | 担当割 | 活動項目 |
|---------------|------------------------------------|--|
| 消防団長 (副団長) | 北部方面隊 足近町 小熊町 新生町 正木町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火災警戒に関すること。 ・ 水利確保に関すること。 ・ 出動体制確保に関すること。 |
| | 中部方面隊 竹鼻町 福寿町 江吉良町 舟橋町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 出火防止に関すること。 ・ 避難の勧告、避難指示の伝達及び誘導等に関すること。 ・ 火災防ぎよに関すること。 |
| | 南部方面隊 堀津町 上中町 下中町 桑原町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急・救助に関すること。 ・ 被害状況の調査、情報収集及び報告に関すること。 |

2 団員がとる地震発生直後の行動

- (1) 自動車は、状況により交通渋滞を引き起こす原因となるので、震度5強以上の場合は、ヘルメット、活動服、救助用半長靴、手袋を装着し、徒歩又は自転車・バイク等を使って参集すること。

※長期に活動をすることも考え、食糧など生活必需品を持参

- (2) 団員の参集は羽島市内で震度5強以上の地震発生をもって「招集が発令」されたものとし、各分団車庫等に自主参集すること。(電話連絡はしない)
- (3) テレビ、ラジオ、消防団メールなどで地震の震度を確認すること。
本マニュアルに示す参集基準に達した場合には、家族の安全(勤務先の状況等)に配慮しつつ、速やかにそれぞれの部署に参集すること。
- (4) 通信手段は地震後には普通電話、携帯電話は非常につながり難く、携帯電話メールが極めて有用であることから、団員は災害時に他の通信手段が無い場合は「携帯電話メール」を活用すること。
- (5) 自己又は家族に危険が迫っている、遠隔地にいる等特別な事情により、参集することが困難な場合には、その旨を所属分団の上司に連絡し、併せて、連絡先についても伝達すること。
- (6) 所属分団車庫等への参集に際して、周辺の被害状況の把握に努め、緊急性のあるものは所属分団長に連絡すること。
- (7) 参集する途中で救助を求めている人がいる場合は、人命救助を最優先し、直ちに救助を実施できる場合は、被災者の安全を確保した上で参集すること。

3 震災時の消防団活動基本方針

震災時には、同時多発火災の発生、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者の発生など膨大な消防活動が予測される。消防団は、装備器材等の総力を結集して災害活動にあたり、市民の生命、身体及び財産の保護にあたる。また、自治会や自主防災組織等の地域密着型の防災活動が被害軽減に著しい成果を上げることから、消防本部と連絡を密に取りながら、これら地域防災組織と役割分担を踏まえながら活動を実施する。消防団は、火災の早期鎮圧及び市民の安全確保を目標として人員及び装備、資器材を最大限に活用しながら担当町内を重点に、速やかな災害対応を行う。

必要に応じ、随時次の部隊編成を行う。情報収集部隊・消火部隊・救助部隊・災害復旧部隊。

4 団員の招集方法

基本的に地震発生時における参集については、消防無線による出動指令を実施するが、団員各自がテレビ、ラジオ、メール配信サービス及び状況等で震度を把握し、「出動基準」に達したら、定められた場所に自主参集するも

のとする。(地震発生直後は、電話回線が輻輳し電話連絡が取りにくいいため。)

(1) 消防無線による消防団員の招集

震度5強以上(震災時非常体制)

震度5強以上の地震が羽島市の地域において発生・予測されたときは、地震災害時の招集区分により、消防本部は招集指令を発令するものとする。ただし、地震による消防庁舎損壊等の被害発生により、指令発令が不可能となることも予測されることから、地震発生・予測の覚知後に団員は自主的に参集する。

指令文

羽島消防から消防職員・団員に連絡する、震度〇〇の地震が発生しました。消防職員・団員は指定の場所に参集せよ。(2回繰返し)

以上羽島消防

(2) 団員の参集

団員は、自身及び家族の安全を確保した後に、各分団の車庫等に参集する。

(3) 参集および、出動時の留意事項

- ① 必要資器材(震災用資器材)を点検する。予備のホースも積載する。
- ② 出動最少人員を確保する。(4名程度)
- ③ 特小無線機を準備する。
- ④ 携帯電話を携行する。
- ⑤ 飲料水を積載し、出動する。
- ⑥ 担当町内の被害状況を確認する。
※被害状況を団執行部本部に連絡する。

・地震発生・

羽島市内震度5強以上

団執行部・団本部

各分団

↓ 徒歩・自転車・バイク等

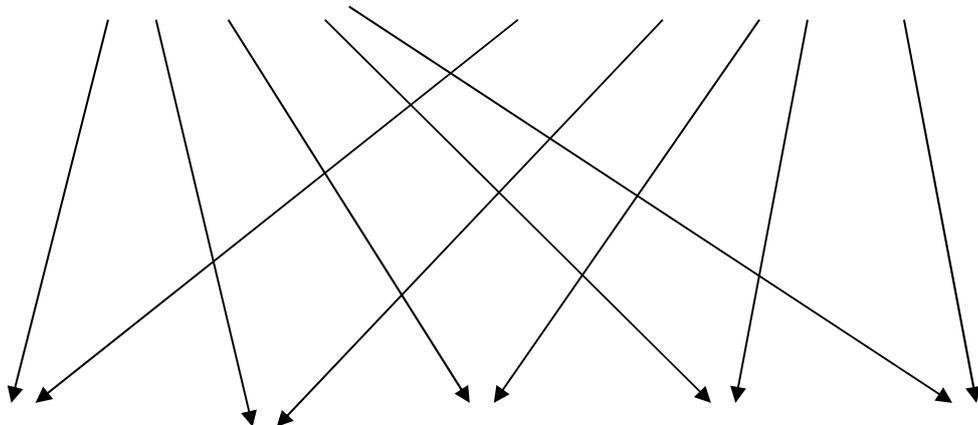
↓ 徒歩・自転車・バイク等

消防本部

各分団車庫

- 1 消防本部と協議し、消防団の活動方針を決定する。
- 2 被害状況に応じて必要な車両及び団員を出動させる。(団メール・伝令員を使用)
- 3 執行部は、被害状況に応じて現場に団本部要員を派遣し、現場指揮を実施させる。

- 1 団本部へ参集人員を報告する。
- 2 担当町内の状況を把握し団本部に報告する。
- 3 各分団は、担当町の火災消火活動・救助活動・災害復旧活動を実施する。(随時、団執行部に活動状況を報告し、必要に応じて応援隊を要請する。)



火災消火活動

救助活動

警戒活動

避難誘導

被害把握

5 各分団の活動方針

- (1) 担当町における被害状況等の情報収集活動を行い、積極的に執行部へ担当町内の状況を報告する。

①情報収集事項

- ア 火災発生の状況
 - イ 救急・救助事案の状況
 - ウ 道路の状況
- *消防対策本部 392-2601 *北分署 393-1627 *南分署 398-4377
*消防本部代表メール shobo-somu@city.hashima.lg.jp

②伝達方法

- ア 携帯電話メール
 - イ 特定小電力無線
 - ウ 有線電話
 - エ 携帯電話
 - オ 伝令員等
- (2) 担当町で発生した災害に対する消火、救助及び応急救護活動を行う。
 - (3) 自治会、自主防災組織等の地域住民に対し、避難誘導、出火防止等の指導及び初期消火活動等を実施するよう指導を行う。
 - (4) 他町の分団及び消防本部の活動に対して、支援活動を行う。
 - ア 火災及び人命救助の事案が同時に発生した場合は、人命の安全確保を最優先する。
 - イ 火災防ぎよは、次に掲げる原則により行う。
 - ・延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難経路の防ぎよを行う。
 - ・同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防ぎよを行う。

6 火災防ぎよ活動

火災防ぎよ活動は市民の生命及び身体の安全を基本とし、次の方針により行う。

大量危険物貯蔵施設、大規模工場等多数の消防隊を必要とする火災の場合は市街地に面する部分及び市街地の延焼火災防ぎよを優先する。

- ア 医療救護施設
- イ 避難者の収容施設(学校、体育館、公民館等)
- ウ 災害対策実施機関の施設
- エ 電気、水道、電話等の公共施設
- オ その他消防対策本部長が必要と認めたもの

7 消防水利の確保

消火栓が使用できないことに備えて次の水利を確保し、各分団と協力して遠距離送水を行う。

防火水槽、プール、河川等の自然水利

8 避難勧告等発令時の避難誘導について

地震の際は、自主避難以外で、市長が避難指示・高齢者等避難を発令する場合は、緊急に避難する必要がある。

情報伝達や避難誘導は、液状化現象発生地域や火災発生等の危険な場所での活動となるため、基本的には、同報系防災無線(広報はしま)による放送または消防団員等が現場で行う。また、発令対象範囲が広域な場合は、自治会長、民生委員、自主防災組織や避難支援者協力担当者に協力を依頼する。

9 消防車による周知広報活動の実施

- (1) 消防団長からの要請により、各種防災関連情報を消防車により担当町内へ広報する。
- (2) 消防車で広報するときは、停車してアナウンスすることを基本とする。アナウンスする際は、はっきり、大きな声で行う。
- (3) 担当町内を効果的に広報できるよう、あらかじめ順路等についての地図を作成しておく。

【広報文(例) 注意喚起広報】

羽島市消防団〇〇分団です。〇時〇〇分に羽島市で震度5強の地震が発生しました。今後、同規模の余震の発生するおそれがありますので十分注意して下さい。

10 活動団員に対する災害活動証明

団員が消防業務に従事し、従事証明を求めるときは、消防団長が消防団災害出動証明書(様式第1号)を発行するものとする。

様式第1号

| 消 防 団 災 害 出 動 証 明 書 | |
|---------------------|---|
| (所属) | |
| (役職) | |
| (氏名) | |
| (消防業務の種類) | |
| (出動日時) | |
| 上記の業務に出動したことを証明します。 | |
| 羽島市消防団長 | 印 |

記入例

様式第1号

| 消防団災害出動証明書 | |
|---------------------|---|
| (所属) 羽島市消防団 | 〇〇分団 |
| (役職) 分団長 | |
| (氏名) 〇〇 | 〇〇 |
| (消防業務内容等) | 羽島市〇〇町地内で発生した建物火災に出場し、消火活動及び、鎮火後の再燃警戒活動を実施した。 |
| (出動日時) | 令和〇〇年 〇月 〇日 〇〇:〇〇から |
| | 令和〇〇年 〇月 〇日 〇〇:〇〇まで |
| 上記の業務に出動したことを証明します。 | |
| 羽島市消防団長 〇〇 〇〇 印 | |

第3章 風水害行動マニュアル

1 風水害による消防団出動基準

風水害による消防団出動は下記によるものとする。

(1) 水防法第23条に基づき市長により消防団に出動要請がなされたとき。

※水防団長は、水防団のみで防ぎよできないと認めるときは、市長に対し、市長は水防法第23条に基づき、緊急の必要があるときは、他の水防管理団体、市町村及び消防機関の長(消防長、消防団長)に応援を要請する。

(2) 消防団長が消防団の出動が必要と認めたとき。

※市長による出動要請がなくとも、消防団長が独自に風水害により市民の生命、身体、財産に被害が及ぶと認めたとき。

2 風水害による消防団の活動方針

風水害による被害から市民の生命、身体、財産を保護するため水防団、警察機関、消防本部、その他の機関と連携し、被害軽減のための防除支援活動、避難誘導活動、災害復旧活動等を実施する。

3 団員の招集方法

(1) 消防無線による団員の招集

風水害により被害が発生したとき又は、被害の発生が予測されるとき、消防本部は消防団に対し招集指令を発令するものとする。

指令文

羽島消防から消防職員・団員に連絡する、〇〇災害が発生しました。
消防職員・団員は指定の場所に参集せよ。(2回繰り返し)以上羽島消防

(2) 消防無線による招集を基本とするが、必要に応じて、電話・携帯電話メール・同報無線(広報はしま)にて招集するものとする。

4 団員の参集

(1) ア 団執行部参集場所 → 消防本部

※消防団長は、消防本部と協議し活動方針を決定後、各分団長に活動内容を下命する。

イ 各分団参集場所 → 車庫等

※団員は、自身及び家族の安全を確保した後に、団員の参集方法に基づき、各分団の車庫等に参集する。

(2) 出動時の留意事項

ア 必要資機材を点検し、積載する。

イ 出動最少人員を確保する。(4名程度)

ウ 携帯電話を携行する。

エ 飲料水を積載する。

オ 担当町内の被害状況を確認する。

※被害状況を消防団長に連絡する。

5 各分団の活動方針

担当町における被害状況等の情報収集活動を行い、積極的に執行部へ担当町内の状況を報告する。

ア 情報収集事項

①河川の増水状況

②道路の冠水状況

③救助事案発生の有無状況

④風等による被害状況

⑤避難誘導の状況

*消防本部 392-2601 *北分署 393-1627 *南分署 398-4377

*消防本部代表メール shobo-somu@city.hashima.lg.jp

イ 伝達方法

①携帯電話メール

②特小無線

③有線電話

④携帯電話

⑤伝令員等

6 避難準備等発令時の避難誘導

自主避難以外で、市長が緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難を発令する場合は、緊急に避難する必要がある。

情報伝達や避難誘導は、基本的には、同報系防災無線による放送又は、消防団員等が現場で行う。また、発令対象範囲が広域な場合は、自治会長、民生委員、自主防災組織に協力を依頼する。

7 消防車による広報活動

- (1) 市災害対策本部・消防本部からの要請により、緊急安全確保・避難指示・高齢者等避難等を消防車により広報する。
- (2) 消防車で広報するときは、停車してアナウンスすることを基本とする。アナウンスする際は、はっきり、大きな声で行う。

【広報文(例) 避難喚起広報】

羽島市消防団〇〇分団です。〇〇地区に〇〇が発令されました。住民の皆さんは、〇〇避難所に避難してください。

8 監視及び警戒活動

- (1) 木曾川若しくは、長良川等の水位が氾濫危険水位に達したときは、各分団は、担当町の木曾川・長良川等の水位の状況・堤防道路の状況・堤防法面の漏水状況等を消防団長に報告する。
- (2) 団員は水防上緊急の必要がある場合には、警戒区域を設定し、関係者以外の立ち入りを制限又は、立ち入りを禁止し、その区域から退去命ずることができる。(水防法第21条)

木曾川・長良川洪水予報に関する基準点

| 河川名 | 観測所 | 地先名 | 位置 | 堤防高 | 平常水位 | 氾濫注意水位 | 氾濫危険水位 |
|-----|-----|-------------------|--------------|--------------|-------------|-------------|--------------|
| 木曾川 | 今渡 | 岐阜県 可児市 今渡 | 左岸 66.4km | (m) 15.60 | (m) 1.72 | (m) 5.50 | (m) 11.20 |
| | 犬山 | 愛知県 犬山市 栗栖 | 右岸 29.7km | 16.4 | 2.15 | 9.2 | 12.1 |
| | 笠松 | 岐阜県 羽島郡 笠松町 | 左岸 40.3km | 16.4 | 4.66 | 10.4 | 13.5 |
| | 成戸 | 岐阜県 海津市 海津町 | 左岸 24.1km | 9.84 | 0.35 | 5.8 | 6.6 |
| 長良川 | 忠節 | 岐阜県 岐阜市 忠節 | 左岸 50.3km | 9.8 | 2.14 | 2 | 5.7 |
| | 墨俣 | 岐阜県 大垣市 墨俣 | 左岸 39.2km | 10.6 | 2.19 | 4 | 7.5 |
| | 成戸 | 岐阜県 海津市 海津町 | 左岸 24.0km | 10.16 | 0.38 | 4.5 | 7.1 |

風水害への対策—— 避難のポイント

履き物



裸足は禁物。長靴は水が入ると歩きにくいので、ひもで縛れる運動靴がよい。

ロープでつながって

はぐれないようにお互いの体をロープで結んで避難しましょう。



足元に注意



水面下にはどんな危険が潜んでいるかわからないので、長い棒で杖がわりにし、安全を確認しながら歩く。

歩ける深さ

水深が腰まであるようなら無理は禁物です。高所で救援を待ちましょう。



子供やお年寄りを安全に



お年寄りや病人は背負う。幼児は浮き袋、乳児はベビーバスを利用して安全を確保する。

避難時の情報入手先

- ・ 雨の強さと降り方 → 気象庁 HP
- ・ 風の強さと吹き方 → 気象庁 HP
- ・ 避難時に注意すること → 国土交通省 HP

第4章 大規模災害消防団員行動マニュアル

1 総則

(1) 本マニュアルの目的

大規模災害発生時において、市民の生命、身体を災害から保護するため、「避難行動要支援者」の方を最優先に避難誘導、安否確認を行うとともに、災害情報の収集などを主な任務とし、市民の安全確保に資することを目的とする。

(2) 大規模災害消防団員の出動基準

震度5強以上の地震等の災害が発生し、被害が広範囲に及び避難所開設等が必要な場合、及び消防団長との協議により出動が必要と判断した場合とする。ただし、本人、家族の安全確保や、勤務中に地震が発生した場合においては、職場の同僚等の安否確認を優先させ、それぞれが安全確保の上、参集するものとする。

(3) 活動時や参集時における安全管理

ア 活動時における安全管理

活動を行う際は、報告や連絡を密にして行うと共に、活動中において危険を察知した場合は、決して無理をせず活動を中止するなど、安全確保を最優先とすること。

なお、活動中において負傷や体調不良が認められた場合は、速やかに消防団長へ報告の上、活動を中止し療養に努めること。

イ 参集時における安全管理

体調不良などにより活動が行えないと判断される場合は、無理に参集せず自重すること。

また、勤務中に出動の命令があった場合は勤務先へ報告し、許可を得た後に参集すること。なお、参集時における移動については、法や規則を遵守し、安全運転などに努め参集すること。

(4) 招集方法

消防団長から消防団緊急メールによって招集します。なお、送信できない場合は、防災行政無線(広報はしま)によって招集します。

(5) 参集場所

- 北部方面隊地区の団員・・・消防署北分署 (393-1627)
- 中部方面隊地区の団員・・・消防署 (392-2601)
- 南部方面隊地区の団員・・・消防署南分署 (398-4377)

(6) 参集時の服装

活動服・ヘルメット・編上げ靴・ビブス着用・アポロキャップ・
軍手・消防団員手帳を持参

2 大規模災害発生時における行動

大規模災害発生時、本人、家族、及び勤務先の同僚など個々の安全確保に努め、出火防止対策を行ってください。その上で、テレビ、ラジオ等により災害情報を確認し、安全を優先し、状況に応じた行動をとってください。

なお、命令や指示がない場合においても、被害状況に応じて自主防災組織と連携して避難誘導及び救助・救出活動等を行ってください。この場合、状況や活動内容等を消防団長へ報告してください。

(1) 出動基準

大規模災害消防団員の出動基準に基づき、出動が必要と判断した場合とする。

(2) 活動内容

活動を行う場合は2人以上を基本とし、避難行動要支援者の避難誘導、安否確認、及び災害情報の収集。その他、消防団長が必要と求める活動とする。

(3) 参集場所

参集場所に到着後、職員から避難行動要支援者リスト、活動状況報告書(別紙1)、地図(別紙2)を受け取り、詳細説明後、活動を行う。

(4) 活動報告

- ア 避難行動要支援者リスト、活動状況報告書、地図の提出。
- イ 担当区域の避難行動要支援者の避難誘導・安否確認など状況。

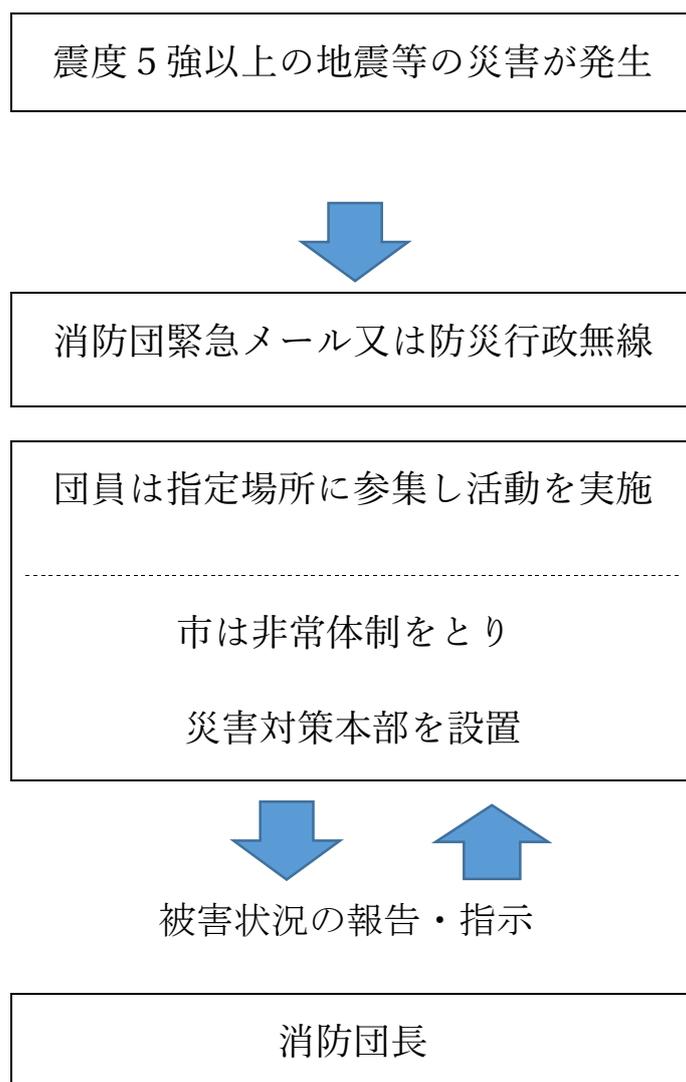
- ウ 担当区域までの移動中に得た災害情報。
- エ その他、報告が必要な情報。

(5) 活動における注意点

- ア 自分の身は自分で守り、単独行動はしない。
- イ 自分の技術・体力を超えた活動はしない。
- ウ 余震は必ず来ると意識し、屋内へ入室する場合は退路を確保する。
- エ 緊急地震速報に対して常に注意を払う。

※ 市に災害対策本部が設置された場合、本部長から特別の指示がある場合はこれに従うこと。

地震等発生時における行動フローチャート



第3編 その他

第1章 感染症に係る業務継続計画

1 基本的な考え方

(1) 計画策定の目的

この計画は、羽島市消防団(以下「消防団」という。)が優先して継続する業務等をあらかじめ定めておくことにより、感染症発生時の災害対応維持を図ることを目的とする。

(2) 感染症に伴う業務継続の方針

業務継続の基本方針は災害出動を維持し、予防業務等については状況に応じ縮小又は停止して、災害出動に必要な人員を確保する。

2 感染症に対する業務区分

感染症が発生した事態において、優先して継続すべき業務について次のとおり優先度を定める。

| 業 務 | 優先度 |
|---|-----|
| 火災、水害、地震その他災害発生に関して行う消火、救助、災害防ぎよ等の活動 | 高い |
| 武力攻撃事態等における国民の保護のための避難誘導等の活動 | 高い |
| 放火火災における警戒活動 | 高い |
| 行方不明者の搜索活動(行方不明発生2日以内) | 高い |
| 行方不明者の搜索活動(行方不明後3日以降) | 低い |
| 消防活動の訓練や器具点検、会議等 | 低い |
| 管内水利調査や警防調査 | 低い |
| 防火指導等の予防活動及び防災訓練や地域住民に対する協力、支援、啓発に関する活動 | 低い |
| 各種届出書類の提出や団員相互の事務連絡業務 | 低い |

3 感染症に伴う活動

発生段階に応じた活動については、次のとおり定める。

| 発生段階 | 状態 | 業 務 | |
|--------------------------------|---|---------------------------------------|--|
| | | 優先度の高い業務 | 優先度の低い業務 |
| | | 火災・災害 救助活動 | 訓練、予防活動、啓発活動等 |
| 【第一段階】 海外発生期 海外で感染症が発生。 | | 通常どおり活動を行う、状況により災害出動範囲を方面隊の枠を越え全市とする。 | 通常どおり業務を行う |
| 【第二段階】 国内発生早期 | 国内で感染症が発生。 | | ◎ 優先度の低い業務の内、少人数かつ公衆の出入りする場所以外で実施するものについて業務を継続する。 ◎ 発生地が岐阜県の場合、業務を停止する。 |
| 【第三段階】 感染拡大期 まん延期 回復期 | 国内で感染症が流行開始。 国内で感染症が大流行している。(パンデミック期) | | 業務を停止する。 |
| 【第四段階】 小康期 | 国内において大流行の波が一旦収束しているが、第2波、第3波が到来する可能性がある。 | | ◎ 岐阜県内において小康状態となった場合、優先度の低い業務のうち、少人数かつ公衆の出入りする場所以外で実施するものについて業務を再開する。 ◎ 東海地方において小康状態となった場合、通常通り業務を行う。 |

4 感染症発生時の体制確保

(1) 関係機関との連携

- ア 感染症発生に関する最新情報や羽島市の対策などについては、消防本部より消防団長へ情報提供を実施する。
- イ 消防団長は、必要に応じ各方面隊へ周知する。
- ウ 連絡体制については、次のとおりとする。
団長 ⇒ 方面隊長 ⇒ 分団長 ⇒ 部長 ⇒ 班長 ⇒ 団員
*消防団緊急メールで周知。

(2) 団員の確保

ア 団員の状況把握

団員の出動に際しては、検温・本人から健康状態の申告等を受け、その健康状態を確実に把握すると共に、感染症への感染および疑いがある団員を確実に把握し、その状況を消防団長に報告し、出動者名簿及び団活動日誌に記載する。

イ 出動区域の拡大

消防署が救急対応等で出動体制が手薄な状態で災害が発生した場合や、団員の6割以上が出動できない状況が生じた場合には、災害対応に必要な団員確保のため各分団の管轄区域は羽島市全域とする。出動要請にあつては消防団長又は消防本部の指示により出動すること。

ウ 出動を免除する団員

- ・本人又は家族が感染し、または感染の疑い(発熱等、インフルエンザ様の症状等)がある団員。
- ・日常従事する職業がある者において、感染症発生時に消防団活動よりも優先的に当該業務を継続させる必要のある団員。

(例) 医療従事者、公務員、公共サービス(交通・通信・電気・食料・水道など)、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売・運搬等に従事する者など。

(3) 命令系統

命令系統は階級順とし、上位の者が欠けた場合は順次下位の階級の者が代行するものとし、同階級の場合は事前にその順序を指名しておく。

(4) 団員の感染防止

飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されており、基本的にはこ

の二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる。

空気感染の可能性は否定できないものの、主に飛沫、接触感染により感染することから、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることのほうが重要であると考えられる。

ア 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで拡散する、ウイルスを含む飛沫(5ミクロン以上の水滴)が飛散し、これを周囲の人間が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2m以内しか到達しないとされている。

イ 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介する間接的な接触による感染経路を指す。例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

ウ 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子(5ミクロン以下)である飛沫核となって、空気中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム(陰圧室など)やフィルター等が必要になる。

5 日常の感染防止

団員の自己管理により感染防止を行う。

感染症の感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。簡便かつ有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

- ・対人距離の保持
- ・手洗い
- ・うがい
- ・咳エチケット
- ・職場の清掃・消毒
- ・季節型インフルエンザワクチン(可能であれば感染症ワクチン)の接種

(1) 対人距離の保持

最も重要な感染防止策は、対人距離を保持することである。特に感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。

(目的)

- ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

(効果)

- ・ 通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2m以内に落下する。つまり3m以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

(方法)

- ・ 感染者の3m以内に近づかないことが基本となる。不要の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないよう、業務のあり方や施設の使用方法を検討する。

(2) 手洗い・うがい

- ・ 手洗いは感染防止策の基本であり、外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いやうがいを実施することが推奨される。

(目的)

- ・ 本人及び周囲への感染の予防

(効果)

- ・ 流水と石鹼による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは激減する。

(方法)

- ・ 手洗いは流水と石鹼を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。
- ・ 出勤後、車庫等への帰還時や帰宅時には手洗い、うがいをする。

(3) 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみがでる時に、他人にうつさないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

(目的) ・ 咳、くしゃみによる飛沫感染防止策

- (効果) ・ 咳エチケットによって感染者の排泄する飛沫の拡散を防ぐことができる。
- (方法) ・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り(2～3m以上)離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部(袖口)で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物(鼻汁・痰など)を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
 - ・ 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
 - ・ 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

* 災害等出動時の感染防止

災害出動時には、多数の人間に接することになる場合もあることから、感染防止のためマスクを着用し、他の者から2～3m程度の距離を保つなど、自己防衛することが望ましい。出動後、車庫等への帰還時や帰宅時には、うがい、手洗い等の対策をとること。

6 教育

感染症発生時においても、消防団は災害出動等の業務を継続する必要があることから、感染症に関する知識や業務継続計画の内容について、幹部をはじめ団員一人ひとりに対し周知徹底する必要があります。

7 その他

この計画は、感染症に関する情報や国等の対策の状況を踏まえ、必要に応じて適時見直しを行う。

第2章 熱中症対策

1 熱中症についての基礎知識

(1) 熱中症とは

熱中症は、高温多湿の環境に長時間さらされることで体温調整がうまく働かず、体内の水分や塩分のバランスが崩れることによって発生する障害である。主な症状としては、めまい、吐き気、頭痛、発汗異常、意識障害がある。

(2) 熱中症が疑われる症状

ア 他覚症状

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

イ 自覚症状

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気倦怠感、高体温等

2 熱中症対策における留意事項

- (1) 事前の体調管理を徹底し、体調不良の団員は訓練等への参加を控える。
- (2) 訓練時においては、水分摂取ができるよう環境を整備するとともに、塩分の摂取にも配慮する。また、災害時においては、こまめな水分補給ができるように、必要に応じて補給体制の整備を図る。
- (3) 夏季や長時間の活動時には、体調の異変を感じる前に、身体の冷却を図る。
- (4) 必要に応じて休息をとるなどして、安全な場所で防火衣や防火帽の離脱を行い、防火衣内等に蓄積された熱を外気に放出させ、身体を冷却する。
- (5) 熱中症対策には、暑熱順化トレーニングが有効であるため、夏期に向けて計画的に暑熱順化を形成すること。
なお、分団長等は各団員の暑熱に対する耐性に個人差があることを認識するとともに、過度な暑熱順化トレーニングは避け、現場活動に支障を来さないよう配慮すること。
- (6) 分団長等は、各団員の活動管理等において安全配慮義務が課せられていることを十分に認識し、各団員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すること。

3 熱中症対策を講じる上で考慮すべき指標等

(1) 暑さ指数 (WBGT:Wet Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度)

暑さ指数 (WBGT) は、熱中症を予防することを目的として 1954 年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度 (°C) で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数 (WBGT) は人体と外気とのやりとり (熱収支) に着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい①湿度、②日射・輻射など周囲の熱環境、③気温の 3 つを取り入れた指標です。

なお、暑さ指数が 28°C (嚴重警戒) を超えると熱中症患者が著しく増加する傾向が見られます。

(2) 熱中症警戒アラート (熱中症警戒情報) 及び、熱中症特別警戒アラート (熱中症特別警戒情報)

環境省と気象庁が連携した「熱中症警戒アラート」及び「熱中症特別警戒アラート」が全国で運用されています。「熱中症警戒アラート (熱中症警戒情報)」は、府県予報区等内において、いずれかの暑さ指数情報提供地点における、翌日・当日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 33 (予測値) に達する場合に発表され、「熱中症特別警戒アラート (熱中症特別警戒情報)」は、都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数 (WBGT) が 35 (予測値) に達する場合等に発表されるものです。

4 熱中症対策フロー

回復後の体調急変により症状が悪化するケースがあるため、注意すること。

